

令和6年度 介護福祉士実務者研修受講資金 貸付制度のご案内

介護福祉士国家試験を実務経験ルートで受験する場合に必須要件となった、介護福祉士実務者研修（以下「実務者研修」といいます）を受講する方に、その受講に必要な資金を貸付する制度です。介護福祉士登録後、神奈川県内で介護等の業務に2年間継続して従事された場合は、貸付金の返還免除の申請が可能となります。

◆貸付要件等 以下のすべてを満たす方が対象となります

- ①実務者研修施設に在学中であること
(研修申込みをしていない、または既に研修を修了している方は対象外です)
- ②貸付申請年度に実務者研修を修了し、当該年度の介護福祉士国家試験を受験する方
- ③介護福祉士の資格登録後、県内で「介護等の業務」に従事する意思がある
- ④貸付申請時点で65歳以下の方

◆貸付金額 200,000円以内

◆貸付利子 無利子

◆貸付申請期間 **令和6年4月1日(月)～令和6年9月30日(月)**

提出期限は令和6年9月30日(月) 当日消印有効です。

令和6年10月1日(火)以降の消印のものは受け付けできません。

◆貸付申請方法 福祉人材センターへ申請書類を**郵送にて**提出してください。

※福祉人材センター窓口での受け付けはしておりません。

◆貸付申請書類の入手方法 次の①または②の方法で入手してください。

- ①福祉人材センターのホームページよりダウンロードする
- ②福祉人材センターへ郵送にて申請書類を請求する **(9/20 福祉人材センター必着)**
 - ・返信用封筒(角2サイズ・A4サイズの書類が入る封筒)を福祉人材センターへ送付してください。
 - ・返信用封筒にはご自身の氏名・住所を記入し、140円の切手を貼付してください。

【申請書類請求先】 ※9/20までに福祉人材センターに届くように送付してください。

〒221-0835

横浜市神奈川区鶴屋町2-24-2 13階

かながわ福祉人材センター「実務者研修 申請書類希望」

◆申請に必要な書類

- ①貸付申請書 ②現在の従事先の業務従事期間証明書 ③実務者研修施設発行の在学証明書
④3ヶ月以内の住民票（申請者と連帯保証人）⑤個人情報の取扱いについての同意書 ⑥申請前の確認事項 ⑦提出チェックリスト

➔ 記入の上、①～⑦すべてを郵送にて提出してください。**記入漏れ等の書類上の不備や提出書類に不足がある場合は受け付けできませんので、提出書類は一式ご返却させていただきます。**

【注意事項】

◆申請にあたっては、連帯保証人が必要です。

日本国内に居住する（外国籍の方は在留資格が永住者であること）貸付申請時に20歳以上、80歳以下で、原則独立の生計を営むなど安定した収入がある方（同一生計で他に収入ある方を連帯保証人に立てる場合は、年収84万円以上の方）

◆申請者は、他の申請者の連帯保証人となることはできません。また、連帯保証人は、自身が借受者となること、及び複数の連帯保証人となることはできません。

◆貸付金の返還免除の要件をご確認ください。

以下を全て満たした場合に、返還免除の申請ができます。

- ①実務者研修を修了後、介護福祉士の国家試験に合格し、合格後1年以内に介護福祉士登録を行う
②介護福祉士登録後、神奈川県内の福祉施設等で、「介護等の業務」に2年間以上継続して従事する
（2年間とは、介護福祉士として730日在籍し、うち360日以上または週20時間以上の従事となります）

*介護福祉士の国家試験に合格しなかった場合は、貸付申請年度の翌々年度までの受験まで、申請により貸付金返還の猶予期間とすることが可能です。

◆家族の扶養の範囲で従事している方についても、免除要件を満たす従事が必要となります。

こちらは「貸付金」です。貸付には審査があります。審査結果によっては、貸付できない場合があります。また、返還免除要件を満たさない場合は、全額返還となります。

■**実務者研修貸付制度に関する詳細は、福祉人材センター ホームページをご覧ください**
貸付申請書類等についても下記ホームページよりダウンロードしてください。

かながわ福祉人材センター 実務者研修受講資金貸付

検索



【申請書類請求先・問い合わせ先】

社会福祉法人 神奈川県社会福祉協議会 かながわ福祉人材研修センター 福祉人材センター
〒221-0835 横浜市神奈川区鶴屋町2-24-2 13階
TEL 045-312-4816

月～金（土日祝日除く） 9:00～12:00、13:00～17:00